

図6-1 世帯構造別、当初所得別、世帯分布 (H15)

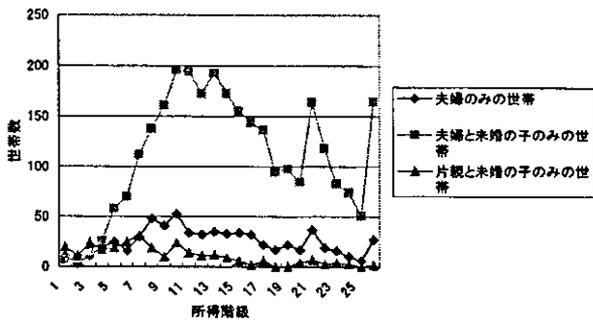


図6-2 世帯構造別、当初所得別、世帯分布 (H8)

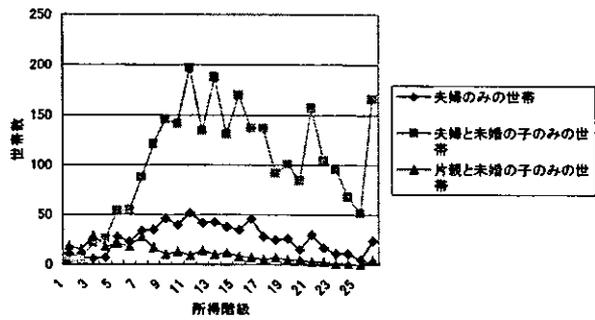


図6-3 世帯構造別、当初所得別、世帯分布 (H11)

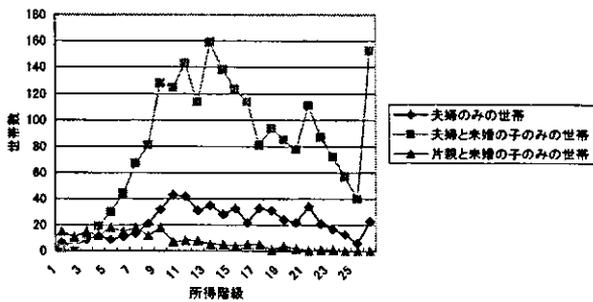


図6-4 世帯構造別、当初所得別、世帯分布 (H14)

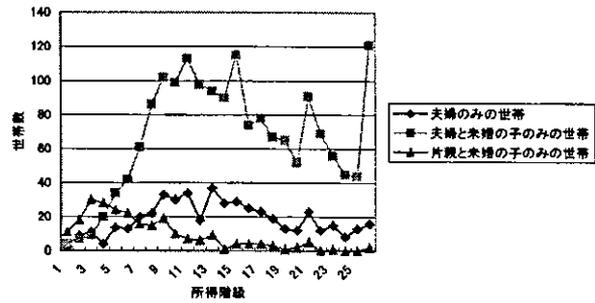


図7-1 世帯構造別、再分配所得別、世帯分布 (H5)

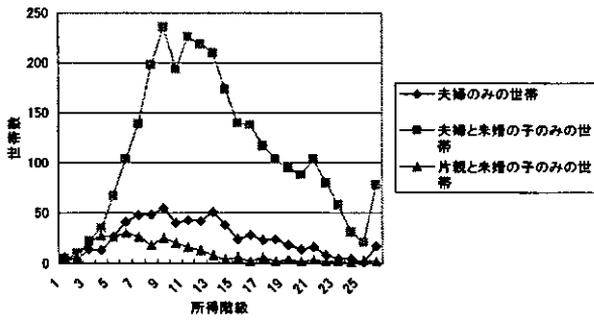


図7-2 世帯構造別、再分配所得別、世帯分布 (H8)

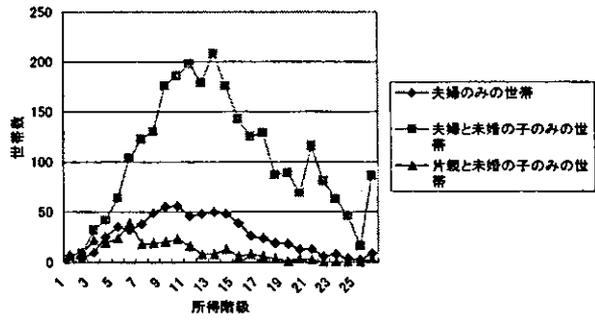


図7-3 世帯構造別、再分配所得別、世帯分布 (H11)

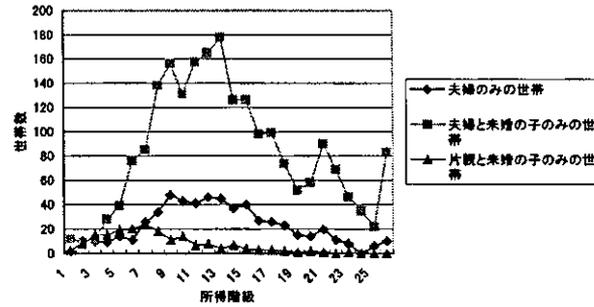


図7-4 世帯構造別、再分配所得別、世帯分布 (H14)

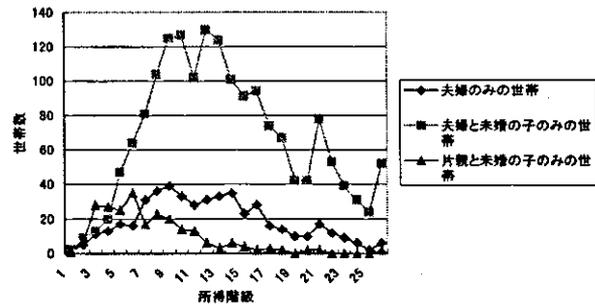


図8-1 当初所得別世帯分布の推移

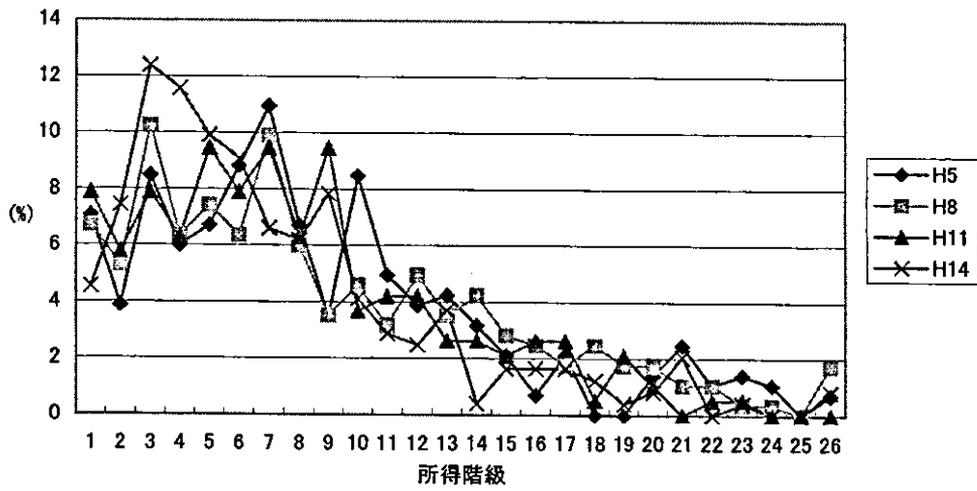
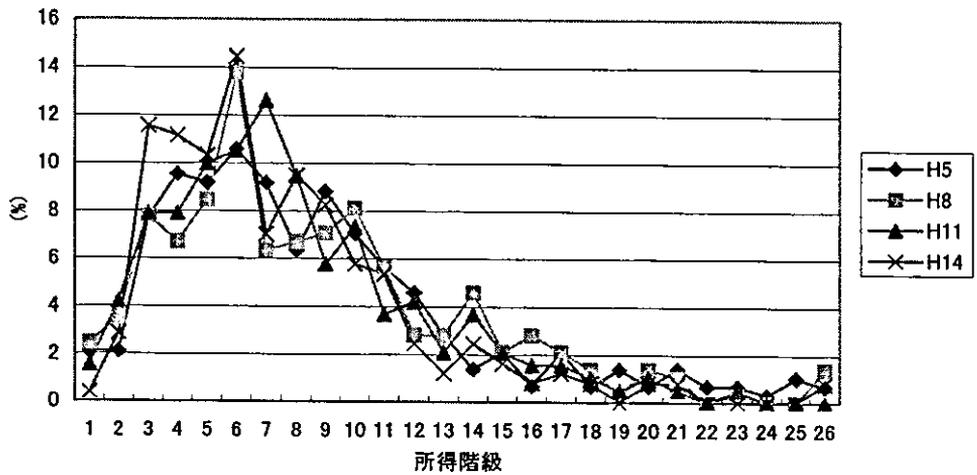


図8-2 再分配所得別世帯分布の推移



7. 雇用と年金
—高齢期における勤労収入の所得格差・
低所得率への影響—

<分担研究者>

慶應義塾大学経済学部講師

山田 篤裕

平成 16 年度 厚生労働科学研究費（政策科学推進研究事業）
我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担に関する研究
平成 16 年度報告書

雇用と年金

一高齢期における勤労収入の所得格差・低所得率への影響一

山田 篤裕（慶應義塾大学経済学部）

1. はじめに

先進国（OECD 加盟国）において、日本における高齢者の就業率が高いことはつとに知られた事実であるが、「就業」ではなく「引退」という側面からみた場合、別の特徴が浮き上がる。

「引退」年齢には二種類の概念がある。一つは、実際に引退する確率が急激に高くなる年齢で、「実効的引退年齢（effective retirement age）¹」と呼ばれるものである。もう一つは、年金受給可能開始年齢である「公的引退年齢（official retirement age）」と呼ばれるものである。労働経済学的な考え方からすれば、公的年金受給開始は、（いわゆる）不労所得を増大させ、それは就業者の留保賃金（＝この賃金であれば働いても良いと個人が考える賃金）を引き上げ、非就業を選択する確率を高めるはずである。したがって、「公的引退年齢」と「実効的引退年齢」は、ほぼ重なるはずである。

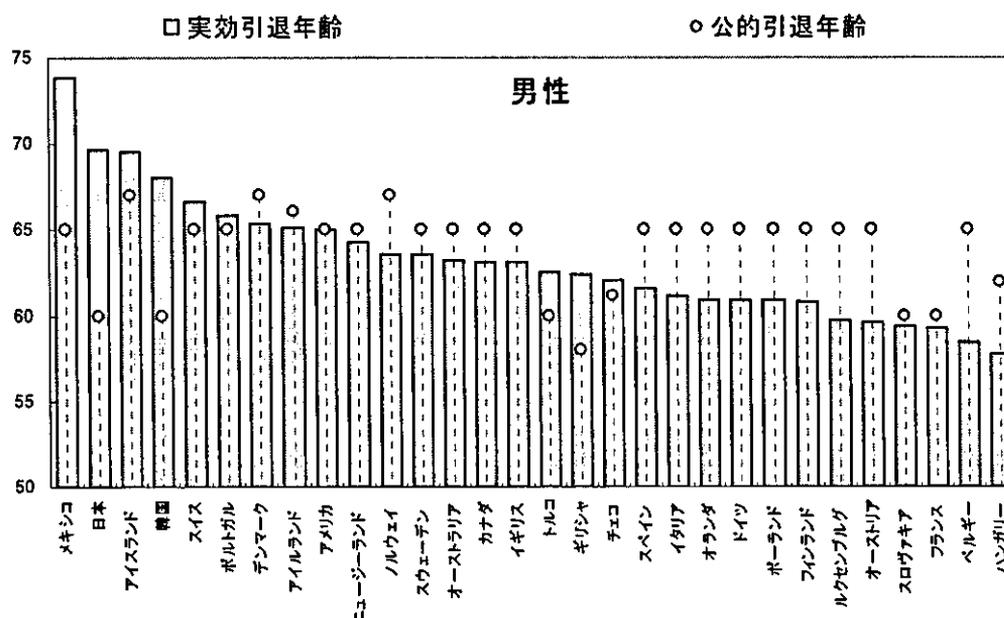
しかしながら、図 1-1 で示されているように、多くの先進諸国では、さまざまな早期引退制度の存在により、実際には「公的引退年齢」よりも「実効的引退年齢」の方が低い。一方で、日本は「実効的引退年齢」の方が「公的引退年齢」よりも低いという、比較的真実な特徴を持っている。OECD（2004）によれば、1997-2002 年の「実効的引退年齢」は、日本では男性 70 歳、女性 66 歳となっている。一方で、「公的引退年齢」は 60 歳であり、「実効的引退年齢」の方が高い。日本と同じ、こうした特徴を持つ国として、メキシコ、トルコ、ギリシャ、チェコ、韓国、アイスランドなどが挙げられるが、アイスランドを除き、こうした国々はすべて新興 OECD 加盟国である。日本は、古くからの OECD 加盟國中、例外的な存在である。

この「実効的引退年齢」と「公的引退年齢」の乖離が意味するところは、「雇用と年金」を組み合わせている高齢者、すなわち「就業している年金受給者」の割合が日本で高い、という事である。高齢化にともなう、財政的な圧力から、公的年金と私的年金、賦課方式

¹ 平均実効引退年齢とは、40歳以上の人々の各5歳刻みで非労働力化する、推計平均年齢に対応している。この推計は、40歳を最初の年齢とする5歳刻みごとの擬似コーホートを用いて求められたものである。この推計値は、始期と終期の間において、全コーホートの労働力率の低下合計に占める各コーホートの割合によって、各5年間の各コーホートの平均年齢を重み付けすることによって計算されている。

と積立方式、という側面から高齢者の所得保障は議論されることが多い。しかしながら、実際には日本では高齢者の可処分所得に占める私的年金の割合は平均でみると低く²、多くの高齢者は「雇用と年金」を組み合わせる形で所得を構成している。基礎年金、所得比例年金、私的年金という三つの柱ではなく、勤労収入という第四の柱を持つ、日本の高齢者の所得分配はどのような特徴を持つものなのであろうか。

図表 1-1：OECD 諸国における実効引退年齢と公的引退年齢（1997-2002 年）



(出所) ヨーロッパおよび各国労働力調査に基づく OECD (2004) における推計結果。

本稿では、近年著者が携わってきた研究成果および、本年度、国立社会保障・人口問題研究所で行われた厚生労働省『所得再分配調査（平成 14 年）』の再集計結果に基づき、この「雇用と年金」の組み合わせが、高齢者の所得分配にどのような影響を与えているかについて、記述的に明らかにすることを目的とする。

2. 所得分布状況の捉え方

2.1 所得概念

本稿では、世帯所得を等価尺度によって、個人所得（あるいは個人の厚生水準）に変換している。具体的には、下式によって、世帯所得を変換している。

² 『所得再分配調査（平成14年度）』の再集計結果によれば、可処分所得に占める私的年金（企業年金と個人年金の合計）は平均で1%ほどである。

$$\text{等価所得 (厚生水準)}; y^h_i = \frac{Y^h}{\sqrt{s^h}}$$

y^h_i は、世帯人員数 s を抱える第 h 世帯に属する個人 i の等価所得（あるいは個人の厚生水準）を示している。すなわち、世帯人員にルートをかけたもの（これを「等価尺度 (equivalence scale)」と呼ぶ）で世帯所得を割る事によって算出している。実際の計算にあたって、等価尺度を、どのように設定するかについては、さまざまな方法が考えられるが、経済協力開発機構 (OECD) で用いられている世帯員数の平方根 (0.5 乗) 分の 1 を等価弾性値として採用する³。たとえば、4 人世帯で 200 単位の所得があったとすると、一人あたりの等価所得は、 $200/4^{0.5}=100$ 単位（あるいは個人の厚生水準）となる。

なぜ、等価弾性値は世帯人員の平方根という数字なのであろうか。Atkinson *et al.* (1995) pp.18-21 には、従来の研究で使用・推計されてきたさまざまな種類の等価尺度が紹介されている。

それによれば、等価弾性値を作成するためには、主に 4 つの方法があるという。第 1 は、公的扶助や類似の給付水準に基づき測定されたもので、「政策 (制度) 尺度弾性値」とも言われるものである。第 2 は統計目的のためだけに使用されている尺度で、「統計的尺度弾性値」と言われるものである。第 3 は、ある属性をもつ世帯において、ある所得水準が与える効用を測定したもので「主観的尺度弾性値」といわれるものである。最後に、観測された消費パターンに基づいて測定したもので「消費尺度弾性値」と言われるものである。Atkinson *et al.* (1995) によれば、各国および各研究で使用されている、4 つの等価尺度の平均は、各々順番に、(0.62)、(0.69)、(0.24)、(0.55) となる。最も等価尺度弾性値として低い値を示しているのが、「主観的尺度弾性値」である。たとえば、子供をもつと一人当たりの所得は減少するが、その減少の度合いに比較して、一人当たりの効用水準の低下ははるかに少なく、子供をもつ事自体による効用水準の上昇が相殺している、という事が起こっているから、等価弾性値は低い、と考えられる。これらの、4 つの等価尺度弾性値の平均をとると、ほぼ 0.5 ($(0.62+0.69+0.24+0.55) \div 4=0.53$) となる。

³ なお、いくつかの所得分配に関する国際比較研究 (EU や Eurostat による文献) では、「OECD『旧』等価尺度」として、「一人目の大人を 1.0、二人目の大人を 0.7、子どもは 0.5」とする調整方法が紹介されている。しかしながら、こうした「旧」尺度を OECD が公式に全加盟国に採用するよう要請した事実はない。たしかに、OECD (1982) *OECD List of Social Indicators* において、「固有の等価尺度をもたない国については、次の等価尺度を用いることも考えられる (Countries which have not established their own equivalence scales may be use) : $1.0+0.7+0.5$ (p.36)」とされているが、コンテキストからは、独自の等価尺度を用いている国では、むしろその独自の等価尺度を用いるよう促しているのであって、共通の等価尺度を加盟国に統一的に採用するよう促した記述はなく、したがって「OECD『旧』等価尺度」というものは存在していない。OECD が等価尺度として、全ての加盟国に国際比較上、採用するよう促したのは「世帯人員の 0.5 乗」であり、それは、OECD 自身が、個票データを直接統一的に扱う形での所得分配研究を始めた時点、すなわち刊行物としては Atkinson *et al.* (1995) 以降のことである。

この、0.5 が各国に受け入れられやすい等価弾性値であることも事実である。Yamada & Casey (2002) による、異なる等価弾性値を用いた等価尺度により所得格差指標（ジニ係数）がどのように変動するかという感応分析によれば、等価弾性値 0.5 を採用するとき、どの国も所得格差指標が最低となる。所得格差や貧困の指標が、国際比較でみて、どの位置にあるかが、政治的に非常に敏感な場合が多いので、0.5 というのは、国際比較研究において、各国が等しく受け入れやすい等価弾性値といえなくもない。

等価所得の概念は、以下の 2 つの仮定に基づいている。

第一の仮定は、二人暮らしの生活費は、一人暮らしの生活費の二倍より少ないものとなる、というような仮定である。これは世帯にはたらく規模の経済性についての仮定といえる。日本の生活保護基準や、配偶者死亡時の厚生年金などの給付額調整など、実際の政策分野でも、単身者の給付額は、有配偶者の給付額の 2 分の 1 よりも大きくなっており、規模の経済性を暗黙に仮定している。

第二の仮定は、社会保障給付を含むあらゆる種類の所得が世帯内において、その所得源が本来誰に由来するものかどうかに関係なく、全ての世帯の構成員の間で分かち合われているというものである。むしろ、実際には主たる稼得者が強い交渉力を持っており、選択的に子どもの教育に対して所得を重点的に配分しているといったことがあるかもしれない。あるいは、高齢者が、成人子ども世帯と同居している場合、実際には、その高齢者に対する年金給付が、成人子ども世帯と共有されていない可能性の方が高いだろう。しかしここではそのような状況は無いものと仮定し、高齢者の年金給付は、その世帯を構成する人々の間で分かち合われているものとする。

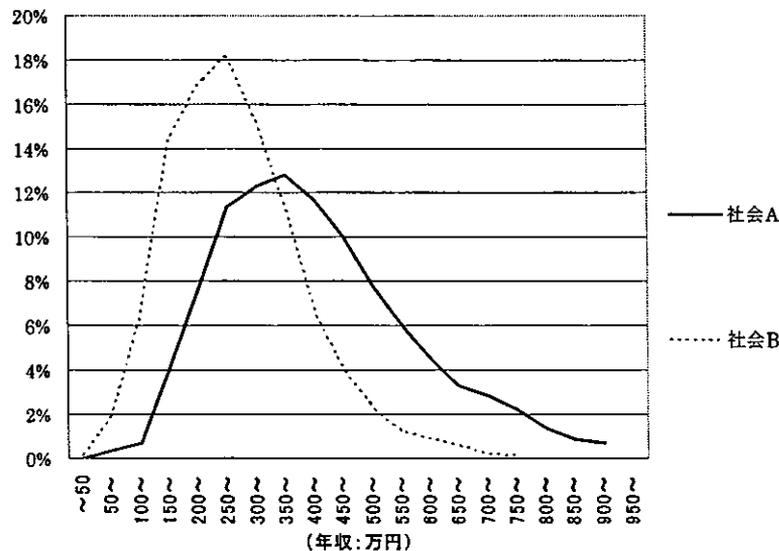
これらは実際には極めて強い仮定である。しかしながら、所得分配状況を、世帯人員の異なる世帯間、時系列あるいは国際比較する際には、何らかの等価尺度をおくことが必要となってくる。

2.2 所得分布の概念

日本における近年の所得分布状況に関する研究は、所得格差の側面に焦点が当てられてきた。具体的には、ジニ係数、平方変動係数 (SCV)、平均対数偏差 (MLD) などによって測定されてきた。しかしながら、所得分布状況を分析するには、所得格差の大きさの把握では不十分であり、低所得層・貧困層の厚さについても分析しなくてはならない。そのことを、仮想的な二つの社会の所得分布状況から考えてみよう。

図表 2-1 は、仮想的な社会 A および社会 B における所得分布状況、すなわち各所得階層に各社会の人口の何%が属しているかを示している。図から明らかなように、社会 A の方が、社会 B よりも幅広い所得階級に分布していることから、社会 A の方が、所得格差の大きな社会である。

図表 2-1：仮想的な二つの社会の所得分布状況



しかしながら、150万円未満の層に注目してみると、社会Bの方が多いたことが分かる。もし、この150万円を貧困線と定義するならば、社会Bと比較して、社会Aの方が所得格差は大きいが、貧困者は少ない、と言える。

このように、仮想的な二つの社会の所得分配状況の例は、所得格差のみに注目していたのでは、所得分布状況の一面しか捉えていないことを示す。今日に続く多くの社会政策が貧困救済を目的として登場してきたことを考えれば、所得格差と貧困の両方が注目されなければならない。

そこで本稿では、ジニ係数という所得格差指標以外に貧困率あるいは低所得率にも注目する。貧困線は、国際比較で一般的な、全人口における等価可処分所得中央値の50%を設定し、それ未満の人々を便宜上「貧困層」⁴と呼ぶ。また、全人口で等価可処分所得によって計算された所得五分位の最も低い分位、第1所得五分位を便宜的に「低所得層」と本稿では呼ぶことにする。

なお、近年の研究では、一時点における貧困・低所得概念ではなく、より動的な貧困

⁴ 等価可処分所得中央値の50%に貧困線を設定するという事は、いわゆる「相対的」貧困概念を用いていることになる。こうした「相対的」貧困概念は、一人当たりGDPが高い先進国では、中央値の50%でも金銭的には発展途上国と比較して高くなるから、貧困の意味をなさないという見方がある。しかしながら、例えばアメリカで低所得者が病気になった為に医療サービスを受けようとしたが、(Medicaidなどの低所得者向け医療プログラムがあったとしても)医療機関へのアクセス費用が高い(病院まで遠く交通費がかかる等)ために、医療サービスを受けることを諦めてしまう者がいるかもしれない。この場合、低所得者は金銭的には発展途上国の平均的な人々より高い所得を稼いでいたとしても、医療サービスを受けるという基本的な機能自体が「相対的」な所得の低さによって、その人にとっては制限されていることになり、「絶対的」貧困が発生していると考えられる。実際、アメリカの乳幼児死亡率はキューバより高い。

概念である、社会的疎外（Social Exclusion）概念の方が、分析的に有用とされているが、本稿の分析の範囲を超えるので、一時点における貧困概念しか用いない。

2.3 データ

本稿で引用される日本データは、国立社会保障・人口問題研究所における厚生労働省『国民生活基礎調査』および『所得再分配調査』⁵の再集計結果を活用している。なお、本年度の研究で新たに国立社会保障・人口問題研究所において再集計されたのが、平成14年度『所得再分配調査』である。

過去の再集計結果と合わせるため、本稿で用いた所得には現物給付（医療給付・介護給付・老人保健・保育サービス等）を含んでいない。また、退職一時金、生命保険、損害保険、雑収入などは、現金収入であるが一時的な所得でしかないことを勘案し、それらについても含んでいない。

世帯票で住民税あるいは所得税が課税されていると回答しながら、税額が回答されていないサンプルは可処分所得の計算ができない為、除かれている。また、個人票で、各所得要素が一つでも不詳（=9999）であるものについても除かれている。

ただし、民間保険にたいする拠出金が不明であるサンプルは除かれていない。就業状況についての変数と所得変数との間に齟齬があるサンプル（例えば、自営業収入があるのに現在就業していないようなサンプル）も、調査時点での就業状況と、過去1年間の所得の状況に乖離が生じていたとしても合理的に説明がつく場合（たとえば高齢者の場合には、調査時点では引退して就業していないが、過去1年間遡って所得を調べると、まだ働いていたので所得があるというようなケース）も多いと考えられるので、本稿の分析では除かれていない。

国際比較に用いられているデータは、OECD (2001)、および拙稿である Yamada (2002) と Yamada & Casey (2002) からの引用である。

3 高齢者間の所得格差

3.1 高齢化は所得格差の拡大要因か

まず、各年齢階層における所得格差が一定でも、高齢化による年齢構成の変化により所得格差が見かけ上拡大している、というわが国におけるこれまでの研究による主張を確認してみよう。図表3-1は、最初の4列でジニ係数により計測された所得格差の1970年代以降、1990年代半ば（日本については2001年）までの変化について示し、最後の3列で、就労世代と引退世代の相対的な所得格差の相違について示している。

⁵ 厚生労働省『所得再分配調査』は『国民生活基礎調査』の調査票に加える形で実施されるものであり、調査対象者は『国民生活基礎調査』の部分集合である。したがって、調査票の内容は異なるが、調査方法自体に関して、基本的に『所得再分配調査』と『国民生活基礎調査』は同一であるとみなせる。

図表 3-1: 所得格差指標 (ジニ係数) の推移

-1970年代半ば、80年代半ば、90年代半ば、2001年 (日本のみ) -

	相対的なジニ係数の変化 ^{a)}				相対的なジニ係数の大きさ ^{b)} (18-64歳 < (>) 65歳以上)		
	1970年代半ば~80年代半ば (日本のみ80年代半ば~90年代半ば)		1980年代半ば~90年代半ば (日本のみ90年代半ば~2001年)		70年代半ば (日本のみ80年代半ば)	80年代半ば (日本のみ90年代半ば)	90年代半ば (日本のみ2001年)
	18-64歳	65歳以上	18-64歳	65歳以上			
カナダ	0	---	0	--	<<<	≤	>>
フィンランド	--	---	+++	-	<<<	≤	>>
ドイツ			++	-		≤	>>
イタリア			+++	+		>	>>
日本	+	0	++	0	<<<	<<<	<<<
オランダ	++	0	++	+	0	>	>>
スウェーデン	-	---	+++	++	≤	>	>>>
イギリス	+++	0	++	++	≤	>>	>>
アメリカ	++	0	0	0	<<<	<<	≤

(注) 空白セルは、データが入手不能

- a) +++ (---) 12%以上のジニ係数の増大(減少)
 ++ (-) 7%以上12%未満のジニ係数の増大(減少)
 + (-) 2%以上7%未満のジニ係数の増大(減少)
 0 -2%から+2%のジニ係数の変化
- b) <<< (>>>) 12%以上、18-64歳層のジニ係数のほうが小さい(大きい)
 << (>) 7%以上12%未満、18-64歳層のジニ係数のほうが小さい(大きい)
 < (>) 2%以上7%未満、18-64歳層のジニ係数のほうが小さい(大きい)
 0 -2%から+2%までのジニ係数の相違

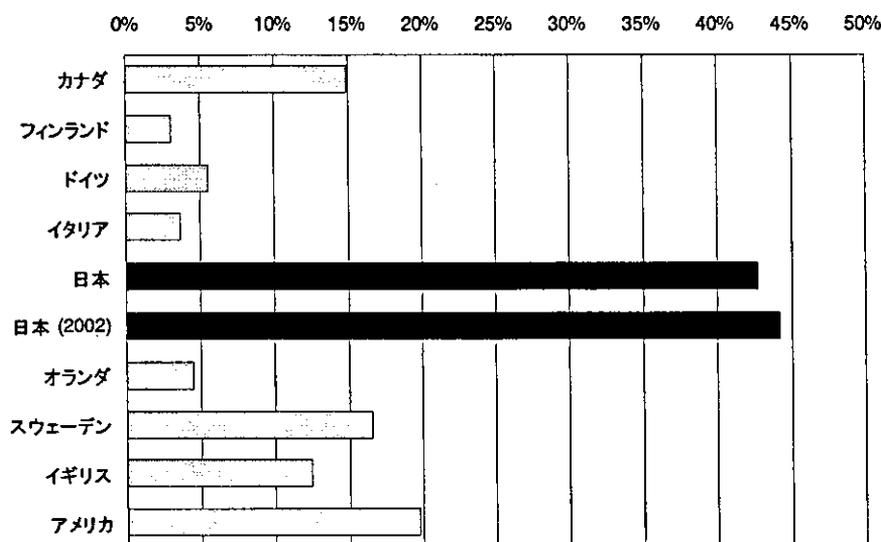
(出所) Yamada (2002), 山田 (2004)

1980年代半ばから1990年代半ばまでの変化について、所得格差の拡大幅(あるいは縮小幅)は9カ国とも、引退世代よりも就労世代の方が大きい(あるいは小さい)。こうした変化を反映し、就労世代と高齢者の所得格差の差も変化してきている。

最後の3列を見ると、1990年代半ばまでに、7カ国で、高齢者の所得格差の方が、就労世代の所得格差より小さくなってきていることが分かる。日本とアメリカのみ、1990年代半ば(あるいは2001年)においても、高齢者の所得格差のほうが、就労世代の所得格差より相対的に大きいことが分かる。したがって、日本で言われてきたように「高齢化が進むと、所得格差の大きい高齢者の人口に占める比重が高くなるので、一国全体の所得格差も『見かけ上』大きくなる」という説明は、日本(あるいはアメリカ)における高齢者間の所得格差の特徴の「結果」であり、自明ではないことが分かる。

さて、冒頭で触れたように、日本は「実効的引退年齢」の方が「公的引退年齢」よりも低いという、先進諸国の中で比較的まれな特徴を持った国である。この事は、「就業する年金受給者」が多いことを意味する。

図表 3-2 : 就業する年金受給者、男性 65 - 69 歳層 (1990 年代半ば)
 - 男性 65 - 69 歳層、1990 年代半ば (日本のみ 2002 年も掲載) -



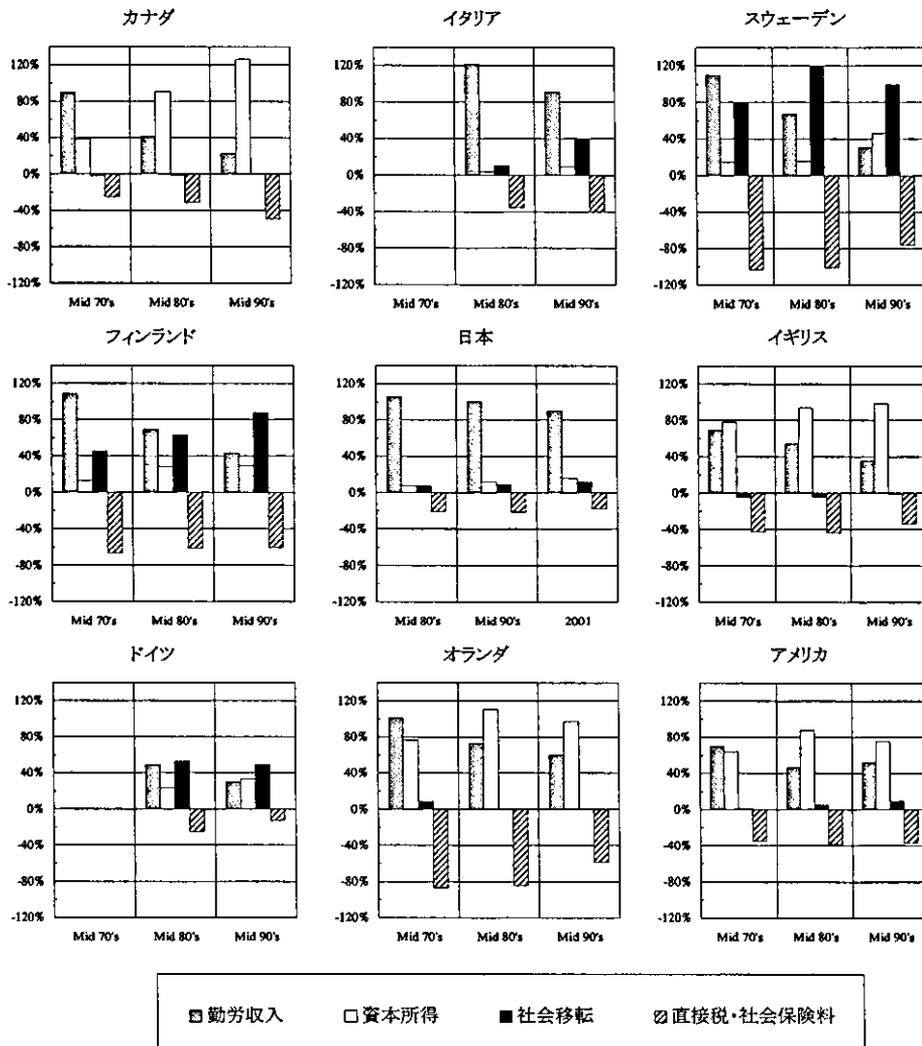
(注) ここでの「就業する年金受給者」定義は、「仕事有り」かつ「年金受給者」を指す。

(出所) OECD (2001) および『所得再分配調査 (平成 14 年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

実際に、図表 3-2 で示されるように、主要先進国と比較して日本の「就業する年金受給者」の割合は、男性 65-69 歳層で 4 割を超えており際立って高くなっている。こうした、「雇用と年金」を組み合わせると言う、日本の高齢者の独特の所得構成が、高齢者間の所得格差の主な発生源である。

図表 3-3 は、高齢者の所得格差の大きさ (SCV) を 100% とした場合、その中の何%が、どの所得要素から発生しているか分解したものを示している。各年次について、4 本の棒があり、これが各所得要素 (左から勤労収入、資本所得 (主に私的年金)、社会移転 (主に公的年金)、直接税・社会保険料) の格差全体に与える割合を示している。4 本の棒 (絶対値) を足し合わせると、100% となる。ここでは正の値が所得格差拡大、負の値は格差縮小への寄与度を示す。

図表 3-3：高齢者間の所得格差にたいする各所得要素の相対的寄与率
 -1970年代半ば、80年代半ば、90年代半ば、2001年（日本のみ）-



(注) 寄与率の分解方法は、Shorrocks (1982)に基づく。所得格差の大きさを100%として計算。

(出所) Yamada (2001) および山田 (2004)。

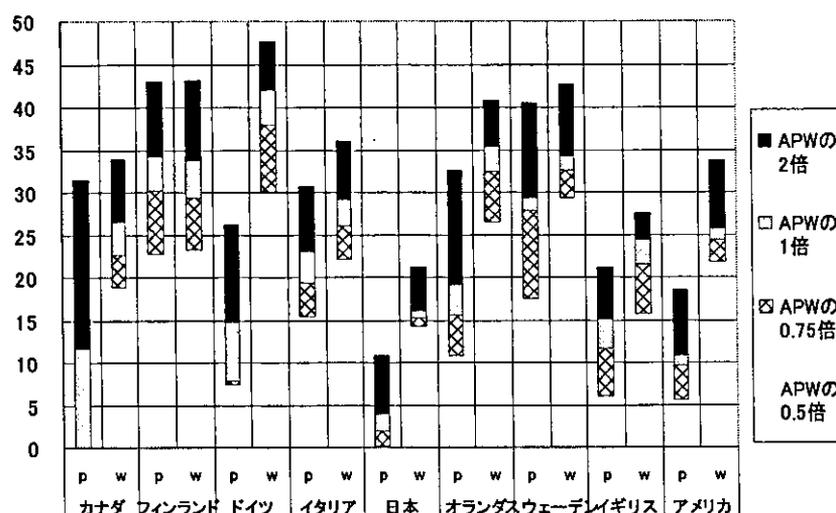
この図から示されるのは、日本における高齢者間の所得格差が、主に勤労収入から発生しているということである。(データが入手可能である) 先進国でも、1970年代までは、日本の1980年代半ばと同程度に、勤労収入が所得格差の発生源となっていた。しかしながら、日本以外の国では、1980年以降に早期引退傾向が高まり(勤労収入割合の減少)、公的年金制度が成熟化(社会移転割合の増大)したこと、あるいは私的年金制度の発達(資本所得割合の増大)によって、急速に1990年代半ばにかけて勤労収入の所得格差への影響は縮小している。

一方、日本では過去15年間にわたり、勤労収入が所得格差の最大の発生源となっている。その影響度合いは小さくなりつつあるが、依然として高齢者の就業率の高さを反映して、他の先進国が過去20年間に経験したほどの急激な縮小傾向は見られない。

もう一つ注目したいのは、日本そしてドイツでは、直接税・社会保険料が果たしている高齢者間の所得格差の縮小機能がそれほど大きくないことである。これも、日本の高齢者の所得格差がそれほど小さくならない理由を部分的に説明している。

図表3-4：平均実効税率のシミュレーション

一年金のみ受給者 (p) と賃金労働者 (w)、直近 (2000年) の制度に基づく



(注) APWとは平均的生産労働者の年収で日本(1999年)では422万円。税には社会保険税(料)も含まれている。シミュレーションでは公的年金と賃金のみに関わる税・控除のみを考慮しており、消費税や利子所得に対する課税等は考慮されていない。年金受給者は公的年金、賃金労働者は賃金しか収入がないものと仮定。両カテゴリーとも、子どもがいない単身世帯を仮定。

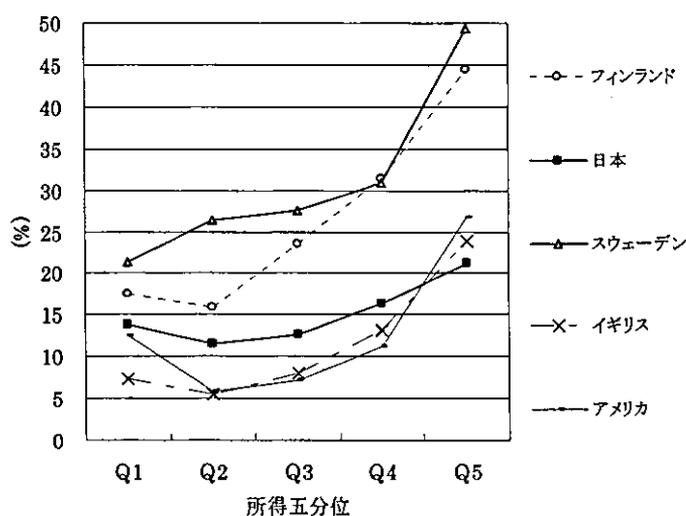
(出所) OECD (2001)、Keenay and Whitehouse (2003)

図表3-4は、平均実効税率が、年金のみ受給者と賃金労働者の間でどれほど相違しているかのシミュレーション結果を示している。ここでAPWとは、平均的生産労働者の賃金額を示している。平均実効税率の高さは、各ボックスの上端が示している。例えば、ドイツの年金のみ受給者(p)で、APWと同等の収入を得ている場合の平均実効税率は15%、というように読む。APWの0.5に対する平均実効税率については、APWの0.75倍のボックス(クロス線が入っているボックス)の下端が示している。たとえば、スウェーデンの賃金労働者で、APWの0.5倍の賃金を得ている場合の平均実効税率は29%、というように読む。各々のボックスの長さは累進度も示していることになる。

この図表 3-4 が示している日本の特徴は 3 つある。すなわち、いずれの APW 水準に対する平均実効税率も相対的に低く、累進度は低く、年金のみ受給者と賃金労働者の差が大きい。

これらは、あくまでもシミュレーション（仮想的な例）であり、税・社会保険料による所得格差縮小機能の強さは、実際の所得分配状況に応じて決まってくる。定義上の相違があるのでシミュレーションとの直接の比較は可能でないが、「高齢者の所得五分位⁶」の実効税率を各国で比較したのが、次の図表 3-5 である。

図表 3-5：実際のデータに基づく高齢者の平均実効税率の推計
 - 高齢者の所得五分位毎、1990 年代半ば（日本については 2002 年） -



(注) ここでいう税には直接税・社会保険料(税)が含まれるばかりでなく、資産課税分も含まれているので、前掲図表のシミュレーションにおける税の定義とは異なっている。また、等価可処分所得を用いている点でも、前掲の図表とは異なっている。なお、カナダ、ドイツ、イタリア、ドイツのデータについては資産課税等の変数が入手可能でなく比較できない為、ここでは掲載されていない。

(出所) OECD (2001) および『所得再分配調査(平成 14 年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

入手可能な詳細な課税変数の違いから、大陸ヨーロッパ諸国を示せていないが、日本の高齢者の第 1 所得五分位(所得の低い方から 20% = 「低所得層」)の平均実効税率は 14% で、北欧諸国と英語圏諸国との中間に位置しているが、第 5 所得五分位では 21% と英語圏諸国よりも低い位置にある。前掲シミュレーションにおける年金のみ受給者より、第 1 所得五分位の平均実効税率は高いが、これは日本では低所得層においても一定割合、「雇用と

⁶ ここで、「高齢者の所得五分位」とは、(全人口に基づいたものではなく)高齢者のみで計算された所得五分位のことを言う。

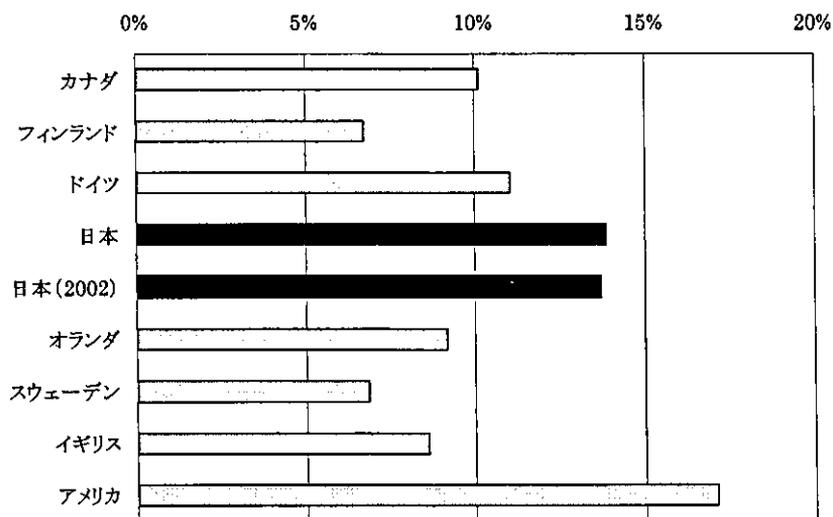
年金」を組み合わせている層が存在しており、低い年金給付水準を賄う為に就労しようとすると、賃金に（年金と比較して相対的に）高い税率がかかってくるためと考えられる。

4. 高齢者における貧困層・低所得層

さて、前節まで高齢者の所得格差について見てきたが、先述の通り、所得格差のみに注目するのでは、所得分布状況の一側面しか見ていないことになる。本節では、高齢者における貧困・低所得率について見ていく。繰り返しになるが、年金制度を含む、今日に続く多くの社会政策が貧困救済を目的として登場してきたことを考慮すれば、所得格差よりもむしろ貧困の方が注目されなければならない。

もちろん従来の研究で指摘されてきたように、かなりの割合で裕福な高齢者が存在していることも事実である。例えば、18-64 歳層の等価可処分所得の中央値の 1.5 倍で定義された中高所得者の割合について示した図表 4-1 を見ても、比較対象国の中でも日本はアメリカに次いで高齢者（65-74 歳層）に占める中高所得者の割合は高い。

図表 4-1：高齢者（65-74 歳層）における中高所得者の割合
-1990 年代半ば（日本のみ 2002 年も掲載）-



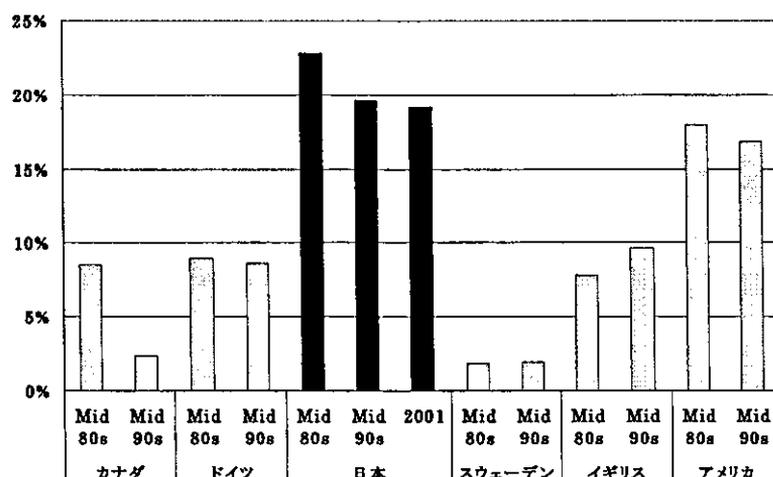
(注) 中高所得とは「18-64 歳層の中位可処分所得の 150%以上の所得」として定義されている。

(出所) Yamada & Casey (2002) および『所得再分配調査（平成 14 年度）』再集計結果に基づく筆者推計。

4.1 貧困率と低所得層の相対的所得

では、所得分布のもう一方の極はどうであろうか。図表 4-2 は、高齢者における貧困率を示したものである。貧困線は、全人口における中位（等価）可処分所得に設定されている。

図表 4 - 2 : 高齢者 (65-74 歳層) における貧困率



(注) 貧困線は全人口の等価可処分所得の中央値の 50% に設定。

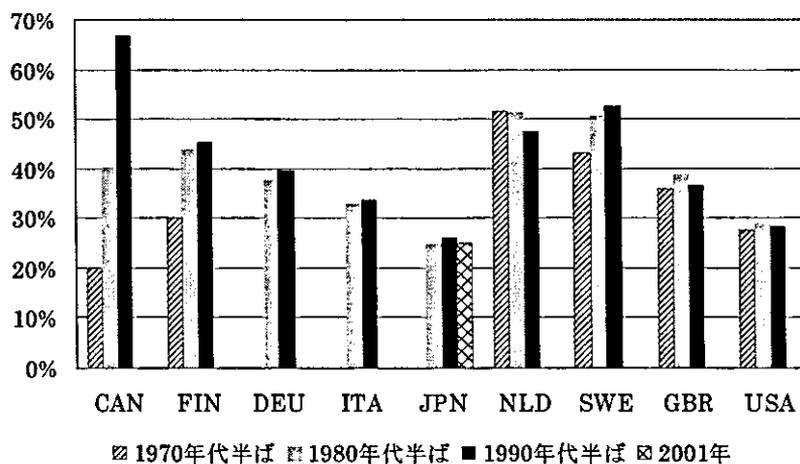
(出所) OECD (2001)、山田 (2003)。

明らかに日本の高齢者の貧困率は低下傾向にあるが、それでも比較対象国の中で、2001年時点においても高い部類に属している。もちろん、データの項でも述べたように、本稿での所得概念には、医療や介護などの現物給付が含まれていないので、この図表の解釈には注意を要する。しかしながら、日本における高齢者の所得分配状況は、等価可処分所得に基づけば、かなり大きな世代間移転の存在にも関わらず、所得格差も大きければ、貧困率も高いという特徴を持っていることが分かる。

次の図表 4-3 は、高齢者の第 1 所得五分位 (=低所得層) の平均可処分所得を、就労世代の平均可処分所得との比で示している。

たとえば、スウェーデンにおける高齢者の第 1 所得五分位は、1970 年代半ば以降、就労世代の等価可処分所得平均の 43% 水準から上昇し続けている。また、1970 年代 20% 台であったカナダの伸びは顕著である。一方で、日本では、比較対象国の中で最低水準にあり、就労世代の平均等価可処分所得の 25% 程度にとどまっている。これは、アメリカの水準に近く、1980 年代半ばからの 15 年間、公的年金制度が成熟してきたにも関わらず、日本の低所得層の所得水準はあまり改善されていないことが分かる。

図表 4 - 3 : 高齢者 (65 歳以上) 第 1 所得五分位の平均可処分所得
 - 18-64 歳層の平均可処分所得との比 -

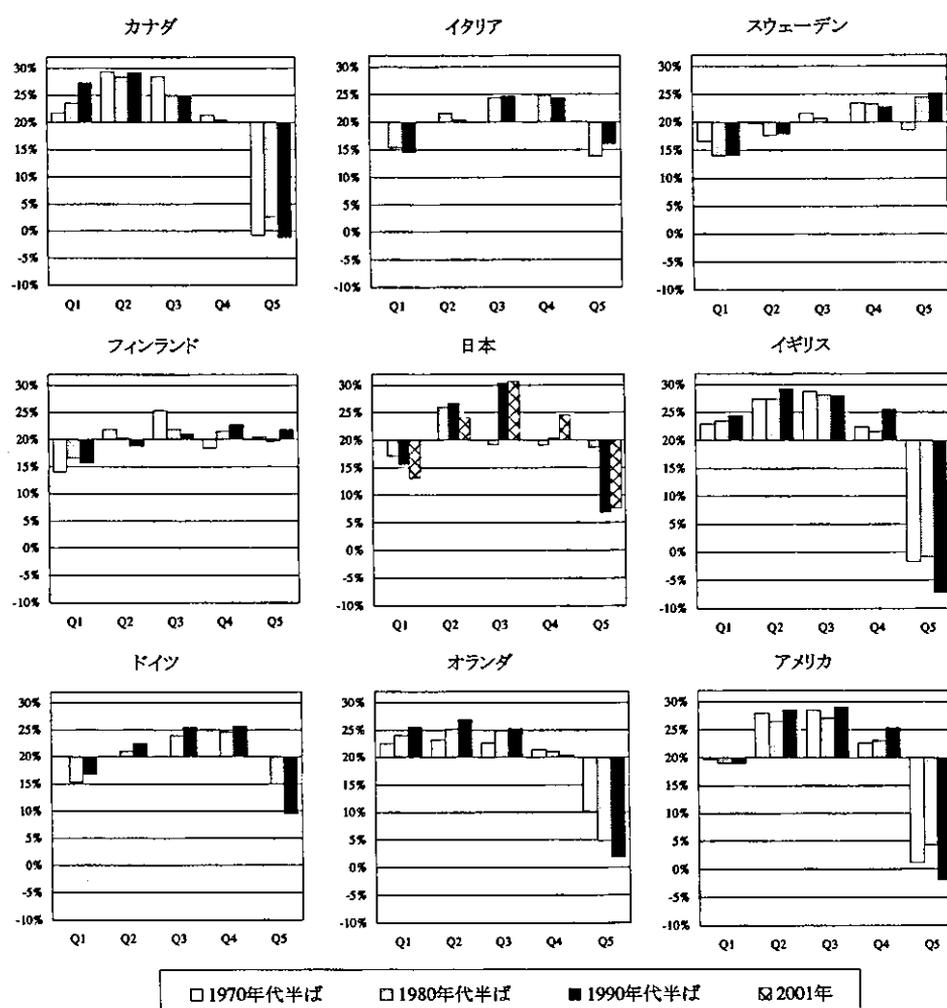


(出所) OECD (2001)、山田 (2003)。

このパラドックスのようにも見える日本の状況は、純社会移転の分配状況から説明可能だ。図表 4-4 は、1970 年代半ばあるいは 1980 年代半ばからの各国の純社会移転の分配の変化を示している。ここで、純社会移転とは、社会移転から直接税・社会保険料を引いたものである。直接税・社会保険料は必ずしも社会移転にのみ関わるものではなく、勤労収入や資本所得にも関わるものであるから、この概念は、OECD の純社会支出 (Net SOCX) 概念とは相違している。高齢者が受給している純社会移転を 100%とおいている。もし、純社会移転が完全に平等に分配されているならば、各所得五分位は 20%ずつの配分を得ているはずである。もし、20%以上得ている所得階層があるならば、純社会移転はその所得階層により手厚く分配されていると解釈できる。そこで、図表 4-4 では、20%を基準として示している。

1980 年代半ばから 10 年間の変化について、9 カ国における純社会移転の配分は主に 3 パターンに分類することができる。カナダ、オランダ、そしてイギリスは、第 1・第 2 所得五分位への配分重点化、および第 5 所得五分位 (最も高い所得階層) への配分削減によって特徴付けられる。これらの国々では、過去数十年間にわたり、とくに私的 (職域) 年金など資本所得の伸びが著しかった。

図表 4 - 4 : 65 歳以上における所得五分位ごとの純社会移転のシェア



(出所) Yamada (2002) および山田 (2004)。

ドイツ、イタリア、日本そしてアメリカは、第 1 所得五分位（最も低い所得階層）に対して、20%未満の配分となっており、純社会移転は第 3 所得五分位（中間所得階層）に集中化されている。日本は 2001 年にかけて、この傾向がさらに強まっており、最も低い所得階層に属する二割の高齢者に対し、純社会移転の総額の約一割強しか配分されていない。

フィンランドおよびスウェーデンにおいては、より高い所得階層が、より低い所得階層よりも重点的に純社会移転の配分を受けるようになってきている。しかし、これらの国では先に見たように貧困率は相対的に低い上、第 1 所得五分位の現役世代と比較した相対所得は高く、問題ではない。

4.2 就業している年金受給者における低所得層

次に、「就業している年金受給者」について、低所得層にいる割合を見てみよう。図表 4

-5 は、同じ年金受給者（男性）の中で、就業の有無によって、低所得層（第1所得五分位）となる割合が、どのように相違するかについて示している。ここでは、「就業している年金受給者」の割合が相対的に高い比較対象国についてのみ、取り上げている。

第1所得五分位に属する人々は、定義により、全人口で所得の低い方から数えて20%の人々に等しいので、ここでは、この20%を基準に、その数字より高ければ（低ければ）、低所得層となる確率が高い（低い）とみなすことにする。

図表4-5：高齢層第1所得五分位の平均可処分所得

	男性			
	60-64歳層		65-69歳層	
	就業する年金受給者 (a)	非就業の年金受給者 (b)	就業する年金受給者 (c)	非就業の年金受給者 (d)
カナダ	17%	28%	6%	19%
日本	14%	26%	18%	24%
日本 (2001年)	13%	34%	15%	27%
スウェーデン	4%	8%	10%	12%
イギリス	9%	16%	7%	16%
アメリカ	8%	21%	5%	21%

(注) ここでの「就業する年金受給者」定義は、「仕事有り」かつ「私的年金受給者」を指す。

(出所) Yamada & Casey (2002) および『所得再分配調査 (平成14年度)』再集計結果に基づく筆者推計。

たとえばスウェーデンを例にとると、60-64歳層では、「就業している年金受給者」の中、第1五分位に所属しているのは4%である。平均的に、スウェーデンの全人口の20%は定義により第1所得五分位に属するのであるから、これは16%ポイント(=20-4)も低い数字である。また、「非就業の年金受給者」については、12%ポイント(=20-8)も低くなっている。つまり、スウェーデンでは60-64歳層の「就業している年金受給者」と「非就業の年金受給者」は共に(平均的に言って)低所得となる確率は低く、さらに「就業している年金受給者」が低所得となる確率のほうがより低い。どの国でも、「就業している年金受給者」と比較すると「非就業の年金受給者」の第1所得五分位に属する割合は高く、年金と勤労収入を組み合わせることによって、低所得階層になる確率を低めている点では共通している。

しかし、この表の数字をより詳細に検討すると、日本の特徴が浮き上がってくる。60-64歳層で、「就業している年金受給者」が第1所得五分位に属する割合が10%を超えているのは日本とカナダである。つまり、日本とカナダでは、「就業している年金受給者」であっても、スウェーデン、イギリス、アメリカよりも低所得層となる確率が相対的に高い。日本では、65-69歳層の「就業している年金受給者」の18%が第1所得五分位に属している。1990年代半ばと比較すれば、2002年では15%と、「就業する年金受給者」の低所得リスクはやや低下している。

さらに、日本では、60-64歳層で「非就業年金受給者」であった場合には、第1所得五